

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

## 「適正な移植医療を推進すること」について

平成22年8月

健康局疾病対策課臓器移植対策室(辺見 聡室長)

## 1. 政策体系上の位置付け

## 【政策体系】

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標 5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要  
な医療等を確保すること

施策中目標 1 適正な移植医療を推進すること

## 2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

## (施策小目標)

(施策小目標 1) 臓器移植対策等を推進すること

## (予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	1,683	1,729	1,740	1,675	1,979
(決算額)(百万円)	(1,669)	(1,704)	(1,716)	(1,669)	

### 3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

#### (指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	臓器提供意思登録システム登録者数（前年度以上／毎年度）	－	4,968	14,095	21,426	23,987
達成率		－%	－%	283.7%	152.0%	112.0%
2	骨髄移植ドナー登録者数（単位：人）（前年度以上／毎年度）	242,858	276,847	306,397	335,052	357,378
達成率		118.6%	114.0%	110.7%	109.4%	106.7%
3	非血縁者間骨髄移植実施数（単位：人）（前年度以上／毎年度）	908	963	1,027	1,118	1,232
達成率		106.7%	106.1%	106.6%	108.9%	110.2%
<b>【調査名・資料出所、備考等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は(社)日本臓器移植ネットワークの調べによる。なお、臓器提供意思登録システムは平成19年3月5日に共用を開始したため、平成17年度までの当該数値は存在しない。</li> <li>指標2及び指標3は、(財)骨髄移植推進財団の調べによる。</li> <li>指標1及び指標2の数値は各年度末時点である。</li> <li>指標3は当該年度の数値である。</li> </ul>						

### (指標の分析：有効性の評価)

---

すべての指標について、前年度より増加していることから、本施策は有効と考えられます。

### (効率性の評価)

---

#### ①臓器移植対策について

臓器提供に関する意思表示を従来から公共機関等に設置している「臓器提供意思表示カード（シール）」を入手して記入する方法に加え、インターネット及びモバイルサイトから行うことができるようにしたことにより、手軽に登録が可能でかつ普及が進んでいるパソコン等を使用するため、意思登録者数が年々伸びており、本施策は効率的に実施されていると評価できます。

#### ②骨髄移植対策について

骨髄移植件数は年々増加している一方、骨髄移植のコーディネート期間（患者が骨髄バンクに登録してから移植を受けるまでの期間）は短縮傾向にあり、平成21年度は移植件数が約1割増となった一方でコーディネート期間は前年度と同じであったことから、本事業は効率的に実施されていると評価できます。

### (今後の方向性)

---

#### ①臓器移植対策について

平成21年の臓器移植法改正により、国は、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずると規定されたことから、一人でも多くの方に移植医療に関する知識を深めていただき、臓器提供に関する意思表示をしていただけるよう臓器提供意思表示カードと臓器移植に関する知識や記入方法等の説明書が一体となったリーフレットを作成するとともに、運転免許証や医療保険の被保険者証の裏面に意思表示記入欄を設けるなど、効果的な普及啓発及び意思表示に関する環境整備を図ることとしています。

また、改正法施行後の臓器移植が円滑かつ適正に実施されるよう臓器移植コーディネーター等あっせん事業従事者の増員や臓器提供意思登録システムの改修等のあっせん体制の整備・強化を図ることとしています。

#### ②骨髄移植対策について

骨髄バンクにより適合するドナー候補者が検索される率は95.1%（平成21年実績。国内患者に限る。）に達しましたが、骨髄移植を希望し骨髄バンクに登録した年間患者数に対し、移植を受けられる率は、60.6%（同上）にとどまっています。一人でも多くの患者が移植を受けられるよう、引き続きドナー登録者の拡大を図るとともに、コーディネート期間の短縮やドナー登録者の提供意思の維持（リテンション）対策等、総合的な対策に取り組んでいく必要があります。

また、骨髄移植と同様の治療効果が得られる造血幹細胞移植の方法として、末梢血から造血幹細胞を採取する末梢血幹細胞移植があります。採取に先立ち投与される薬剤の長期的安全性を確認するため、これまでは血縁者間（骨髄バンクを介さない）のみで実施されてきたところです。今後は、ドナーの選択肢を増やすためにも、平成21年度末まで実施した薬剤の長期的安全性に係る研究結果を踏まえ、非血縁者間における末梢血幹細胞移植を骨髄バンク事業の一環として、段階的に導入する方向で検討します。

## 4. 評価結果の政策への反映の方向性

---

### (1) 予算について

---

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上（増額/現状維持/減額）
- ・見直しをせず、現状維持

### (2) 税制改正要望について

---

特になし

### (3) 機構・定員について

---

臓器移植対策については、改正法の施行状況も踏まえつつ、検討を行う必要があると考えています。

### (4) 指標の見直しについて

---

医療技術の向上等により、骨髄移植と同様に、白血病等の治療に有効な方法であるさい帯血移植が増加しているほか、今後は末梢血幹細胞移植の導入も検討されることから、患者は病状や治療方針に適した移植方法を選択することが可能となってきています。このため、非血縁者間骨髄移植の実施数については、必ずしも普及啓発等の施策が反映されるとはいえない面があることから、平成22年度以降はこれに代わる指標を検討することとしました。